

## 「県民の声を受けて」公表分の概要

平成29年2月6日  
戦略企画部

県民の声を受けて、平成29年1月16日及び2月1日に県Webに公表した県民の声の概要と県の対応は、別表のとおりです。

声の件数は15件ですが、このうち1件については複数の所属で対応しており（別表の整理番号欄の（ ）内が重複番号）県の対応件数は16件となっています。

声の種別、部局別の県政への反映区分等の概要は、次の1及び2のとおりです。

また、別表の整理番号欄に、Aを記した主な内容は3のとおりです。

### 1 声の種別

県民の声は、次の7種類に区分して整理しています。 (件)

区分	提案意見	苦情	要望	照会	相談	激励賛同	その他	計
件数	11		2	2			1	16

### 2 対応部局別反映区分

県民の声の県政への反映については、次の6区分によって整理しています。 (件)

部局等	区分	既に実施している	県民の声を受けて実施した	今年度内に反映したい	次年度以降に反映したい	施策の参考とする	反映は困難である	計
防災対策部								
戦略企画部								
総務部		2						2
健康福祉部		1				3		4
環境生活部		2					2	4
地域連携部		2				1	1	4
農林水産部								
雇用経済部		1						1
県土整備部								
出納局								
企業庁								
病院事業庁								
議会事務局								
監査委員事務局								
人事委員会事務局								
教育委員会事務局		1						1
労働委員会事務局								
選挙管理委員会事務局								
計		9				4	3	16

注) 各庁舎事務所等は、本庁の各部局にカウントしています。

### 3 主な内容

#### (1) 職員に関するもの(別表の整理番号欄にAを記したもの)

ア 職員の勤務、行動等についての意見 No.2

県民の声を受けて  
(Web公開)

- ・平成29年1月16日及び2月1日に県Web「県民の声」コーナーで公表したもの（16件）
- ・下表のうち、「種別」及び「反映区分」欄は、県Webには未掲載
- ・整理番号欄に、Aを記したものを（1件）  
Aは職員に関するもの

整理番号	受付年月日	受付方法	種別	【件名】	【概要】	対応部局	対応課	【対応内容】	反映区分
1 (9)	2016 /12/ 6	提案箱	提案意見	外国籍の住民へのキャリア形成政策について	県には、多くの外国籍の大人・子どもが住んで生活しています。私は、これらの人々が、日本でキャリア形成ができるようにしてあげたいです。非正規ではなく、正規社員として日本人と対等にあげたい。そのためには、職能給を職務給へ変更する必要があります。公務員でも能力がなければリストラできるようにし、能力のない日本人は、能力のある外国人と交替させます。真の意味での多文化共生社会を実現するためには、お互いの文化を認めあい、取り入れる真摯な姿勢が必要です。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。県職員の採用試験においては、一部の職種を除いて外国籍の方も受験することができるとともに、地方公務員法に基づく「能力の実証」の原則のもと、国籍を問わず成績が良好な者を採用しています。また、採用後において、職務遂行能力が不足していると認められる職員等に対しては特別研修を実施し、これまでの経験を活かして引き続き職場で活躍できるよう能力の向上を図るとともに、研修を経ても改善が見られず公務員としての適格性を欠くと判断した者については、退職を求めるなどの厳しい対応を行っているところであります。	すでに実施している
2 (A)	2016 /12/ 6	面談・来訪	提案意見	外部組織に県職員の服務管理を任せることについて	地下1階の喫煙所で、1時間以上にわたってたばこを吸って休憩している職員がおり、人事担当者へ言っても改善されません。また、職員が、携帯電話で私事に関して1時間話していても、注意されません。私は、外部組織を作り、その外部組織に県職員の服務管理を任せてほしいと考えています。その外部組織の構成員には、県関係者を一人も入れず、県民の中から無作為に選ばれた人になってもらうよう、一度検討してください。	総務部	人事課	ご意見ありがとうございます。日常の勤務において、個々の職員には自らが公務員・三重県職員であることを自覚し、規律ある行動を取ることが求められます。この点をふまえ、勤務時間中の喫煙については最小限かつ業務に支障のない範囲で行うとともに、私用の携帯電話についても必要最小限の使用にとどめるべきものと考えています。こうしたなか、各所属において年3回実施されるコンプライアンスを題材とした所属長と職員との対話等の場などをとらえて個々の職員への注意喚起を行い、職員の自覚を促し意識の向上を図っているところであります。また、職員の服務管理については所属長が一義的に行うこととしており、ご指摘のような勤務時間中の職員の行動に問題等があった場合は、所属長において適切な指導を行うよう求めているところであります。今回のご指摘を踏まえ、県としても、各所属（所属長）における職員への適切な指導監督の徹底を通して、引き続き個々の職員における意識の向上を図っていきたく考えていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
3	2016 /12/ 5	電子メール	提案意見	ペットの多頭飼育と狂犬病予防接種について	他の自治体が多頭飼育届出義務化の条例を作って、10匹以上飼う場合は事前の許可が必要で、罰則もあると聞きましたが、三重県にそのような条例がないなら、作ってほしいです。猫の繁殖力は凄まじく、テレビ番組でも、もらった2匹が3年間で80匹になった例を放送していました。だから10匹以上といわず、5匹以上でも届け出る条例がほしいです。罰則については、罰金に加え、名前を公表するの一案だと思えます。また、最近には犬に狂犬病の予防接種を受けさせていない人が多いとテレビで知りました。例えば、飼っている犬全部について、犬の名前と接種証明書を玄関に表示するのを義務化したら、接種を怠っていても近所に知られるし、民生委員が年に1度くらい訪問のついでに確認すれば気づくと思います。せっかく撲滅させた狂犬病が、また海外から感染する可能性があるらしいです。人間が感染すると致死率100%に近い病気なので、是非条例で厳しく取り締まってほしいです。特に家で犬が産んだ場合、気軽に子犬を知人に配っています。接種をどちらがいつすべきかの知識も指示もない状況を目にするので心配です。お金がかかることなので、お互いその話題に触れたがらない一面もあると思えます。子犬をもらってほしい側は、なるべくマイナス情報は伏せて譲ろうとする傾向があると思えます。	健康福祉部	食品安全課	動物愛護管理及び狂犬病予防に関し、ご意見をいただきありがとうございます。多頭飼育問題については、多数の動物を飼い主が適正に飼養できないことが問題の本質と考えています。三重県動物の愛護及び管理に関する条例では、繁殖制限を含めた適正飼養を飼い主の責務としていることから、これらのことについて、相談や苦情が寄せられた場合は飼い主への助言や指導を行っているところであります。また、犬の登録や予防注射については、各市町が事務を行っていることから、県としては市町と連携しながら、飼い主への周知等に努めてまいります。今後とも動物に起因する諸問題に対し、生活環境の保全や適正な取扱いについて、指導等行ってまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。	すでに実施している
4	2016 /12/ 12	電子メール	提案意見	献血について	私は、単身赴任で津市に住んでいますが、できるだけ献血をするようにしています。献血100回目は、転勤元の京都でさせていただきました。私は、過去に住んでいたいろいろなところで、土日に献血を行っていました。ところが、津市にある献血センターは土曜日が休みです。私のような会社員が献血できるのは、土日くらいしかありません。献血を土日にできるように変更できないでしょうか。このような方は、たくさんいると思います。献血の人数が足りないといわれていますが、体制を変える必要があるように思います。勝手なお願いですが、土日でも、津にある献血センターで献血が行えるように改善をお願いします。困っている方が大勢いるとお聞きしています。私の献血で、少しでも多くの患者さんが救えるのであれば、土日の運用をご検討願います。	健康福祉部	薬務感染症対策課	多年にわたり献血にご協力いただくとともに、貴重なご意見をいただきありがとうございます。献血ルームの運営につきましては、採血事業者である三重県赤十字血液センターが行っており、県内3か所の献血ルームの定休日をずらすことで、一週間を通して途切れなく血液需給に対応できるよう設定されています。津市内の献血ルームは土曜日が定休日となりますが、四日市市内及び伊勢市内の献血ルームでは土日とも献血していただくことが可能となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、いただきましたご意見は、三重県赤十字血液センターと情報共有を行い、今後の参考とさせていただきます。今後とも三重県の血液行政に、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。	施策の参考とする
5	2016 /12/ 26	電子メール	提案意見	学生と介護施設のマッチングについて	テレビ番組で、奨学金を借りている大学生と人手不足の介護施設をマッチングして、ウィンウィンの結果を出すという事例が紹介されていました。学生にとっては時給も良く、勉強にも支障が少なく、介護施設にとっては人手不足も解消するので、良いアイデアだと思います。大学の入学金については奨学金が出ないと思うので、老人施設が200万円を無利子で学生に貸し、学生は施設で1番人手不足になる早朝6時から3時間、介護施設でアルバイトをします。在学中アルバイトを続け、卒業と同時に奨学金の返済を完了することも可能だと思います。時給が高い分、効率も良く、他のアルバイトと比べても勉強にも支障が出にくいと思います。介護の資格がなくても、学生がやれる仕事とは具体的にどんな内容か疑問ですが、このシステムが全国で広がれば良いと思います。三重県も介護職員不足で、求人しても希望者が来ないとよく耳にします。三重県でもこういう取組があれば、双方助かるのではないかと思います。	健康福祉部	地域福祉課	ご提案ありがとうございます。介護人材の確保は、三重県においても課題となっております。そのため、県では、介護人材の確保対策として、三重県福祉人材センターなどの関係機関と連携し、介護事業所と求職者のマッチング支援など、様々な取組を実施しています。また、介護事業所や介護関係団体等が実施する介護人材確保の取組を支援しています。この度のご提案でいただいた取組については、介護事業者等に情報提供するとともに、県としても介護事業者等が取組を進めることができるよう検討していきます。	施策の参考とする

6	2016/12/19	電子メール	提案意見	ヘルプカードとヘルプマークについて	12月17日のNHKのおはよう日本で、ヘルプマークについて放映されました。東京、京都、青森、和歌山、徳島、奈良で導入済み、来年には、神奈川、岐阜、大阪でも導入されるとありました。三重県の県名がなかったのは、見ていて寂しかったです。三重県では導入予定はないのですか。なければ、ぜひ、導入してください。お願いします。	健康福祉部	障がい福祉課	この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご提言いただきましたヘルプカードとヘルプマークにつきましては、既にいくつかの県で普及が図られ、そうした県が増加しつつあることは承知しています。三重県では、障害者差別解消法が施行されたことに伴い、同法の趣旨や内容の啓発に取り組み、県民の間で建設的な話し合いにより、思いやりの気持ちをもって合理的配慮が行われるような社会の実現をめざしています。いただきましたご意見も参考にさせていただきながら、まずは今後も他県での普及状況などについて注視してまいります。	施策の参考とする
7	2016/12/15	電子メール	要望	三重の自然・ライブ映像配信について	三重の自然・ライブ映像配信が終了するとのことですが、是非継続してください。私はライブ映像の波浪状況を見て、三重県に釣行しています。たくさんの釣り人にとっても、役立っていることをわかってください。	環境生活部	環境生活総務課	ライブカメラをご利用いただき、ありがとうございます。旧環境森林部では、三重の自然をリアルタイムで見られるよう、平成15年2月、ライブカメラを設置しました。しかしながら、今年度、財政状況が厳しい中、情報発信のあり方を見直し、ライブカメラによる情報提供を廃止することとしました。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	反映は困難である
8	2017/1/4	電子メール	要望	三重の自然・ライブ映像配信の終了について	三重県にはよく遊びに行きます。三重の自然・ライブ映像配信ですが、伊賀の町の景色が懐かしく、よく見ていました。ファンだったので、ぜひ形を変えて復活してほしいと願っています。	環境生活部	環境生活総務課	ライブカメラをご利用いただき、ありがとうございます。旧環境森林部では、三重の自然をリアルタイムで見られるよう、平成15年2月、ライブカメラを設置しました。しかしながら、今年度、財政状況が厳しい中、情報発信のあり方を見直し、ライブカメラによる情報提供を廃止することとしました。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。	反映は困難である
9(1)	2016/12/6	提案箱	提案意見	外国籍の住民へのキャリア形成政策について	県には、多くの外国籍の大人・子どもが住んで生活しています。私は、これらの人々が、日本でキャリア形成ができるようにしてあげたいです。非正規ではなく、正規社員として日本人と対等にしてあげたい。そのためには、職能給を職務給へ変更する必要があります。公務員でも能力がなければリストラできるようにし、能力のない日本人は、能力のある外国人と交替させます。真の意味での多文化共生社会を実現するためには、お互いの文化を認めあい、取り入れる真摯な姿勢が必要です。	環境生活部	多文化共生課	このたびは貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。三重県の外国人住民数は平成27年末で約4万2千人と県内総人口の2.25%を占めています。また、外国人比率は東京都、愛知県、大阪府に次いで全国第4位となっており、長期定住化と集住化が進む傾向にあります。三重県では、このような状況の中、文化的背景の異なる人々が互いの文化的違いを尊重し、協働することで地域社会の一員として多様な視点や新しい発想を生かし、一緒に地域社会を築いていける環境づくりに取り組んでいます。具体的には、外国人住民への多言語による情報提供や外国人住民の多様な視点を地域の取組に生かすための仕組みづくり、地域と連携した多文化共生の意識の浸透などの取組を推進しています。今後とも、県の多文化共生施策にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
10	2016/11/28	電子メール	提案意見	県のホームページについて	県のホームページに、廃棄物に関する行政処分情報が掲載されていますが、会社名や処分の日付がわかりません。もっと見やすく探しやすくしてください。	環境生活部	廃棄物・リサイクル課	ご意見ありがとうございます。さて、いただきましたご意見についてですが、平成28年7月6日に同様のご意見をいただき、平成28年7月20日以降、現在の「行政処分」のページに修正し、会社名、行政処分の日付についてもお分かりいただけるようにいたしましたので、ご理解ください。	すでに実施している
11	2016/11/28	電子メール	提案意見	スポーツ施設の改修について	平成28年11月27日全国地域サッカーチャンピオンズリーグにおいて、ヴィアティン三重と鈴鹿アンリミテッドFCが対戦して、ヴィアティン三重が勝利を収め、来期からJFL（日本フットボールリーグ）に参加することになりました。勝利したヴィアティン三重も敗れた鈴鹿アンリミテッドFCも、J3リーグ加入を目指すサッカークラブです。そこで、お願いがあります。リーグ成績や観客動員はクラブ活動の成果ですが、競技施設はクラブ活動だけでは解決できない問題です。三重交通Gスポーツの杜鈴鹿のサッカー・ラグビー場メイングラウンドのメインスタンドの座席を増数するための改修を行っていただけませんか。そして、照明設備を1500ルクスまで改修していただけませんか。三重国体もあります。三重県でJリーグクラブのサッカー観戦ができる施設をつくっていただけませんか。	地域連携部	国体準備課	先日は貴重な御意見をいただき、ありがとうございます。このたび、全国地域サッカーチャンピオンズリーグの決勝ラウンドに本県から2チームが出場し、ヴィアティン三重がJFL（日本フットボールリーグ）に昇格する権利を勝ち得ましたことは、本県としても喜ばしいことです。御意見のとおり、本県のチームがJリーグへ参戦することも夢ではなくなってきました。Jリーグによりますと、Jクラブの本拠地を「ホームタウン」と呼んでいます。Jリーグ規約では、『Jクラブはホームタウンと定めた地域で、その地域社会と一体となったクラブづくりを行いながら、サッカーの普及、振興に努めなければならない』とされています。具体的には、Jクラブが地域に根差しながら、ホームタウンのシンボルとして存在し、『スタジアムを中心に祝祭空間が町に広がり、スタジアムにはわが町の名を叫んでチームを応援するファン、サポーターの姿がある』ということをイメージしています。今後、このようなJリーグの理念に基づいたクラブづくりや、スタジアム整備も含めたホームタウンづくりについて、クラブ、関係する市町、県サッカー協会、公益社団法人日本プロサッカーリーグ等と十分に意見交換を行いながら、総合的に検討を進めていきたいと考えています。今後も本県のスポーツ施設運営に御理解賜りますようお願いいたします。	施策の参考とする

12	2016 /12/ 28	電話	照会	東紀州地域のPRについて	台湾で東紀州地域のPRが行われたと、新聞で読みました。来年(平成29年)には、知事が自ら台湾に行かれるのに、今回の東紀州地域のPRに県の職員が随行していたと記事で知りました。なぜ、県職員が台湾へ行く必要があったのか、教えてください。	地域連携部	東紀州振興課	東紀州地域では、外国人観光客の誘客促進、海外への地域特産品の販売促進を図るために、平成28年度から東紀州の5市町が連携した取組を進めています。この取組を推進するための組織として、平成28年4月に、東紀州5市町(尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町)が中心となって「世界遺産・地域産業を活用した観光DMO事業推進協議会(会長 熊野市長)」を設立しました。協議会は、5市町のほか地域の観光団体、商工団体、県が構成員になるとともに、5市町長と県の南部地域活性化局長、紀北地域活性化局長、紀南地域活性化局長が委員となっています。この協議会の取組の一環として、平成28年11月7日から11月10日に、協議会の委員である5市町長及び県の職員が台北市を訪問し、旅行社やメディアを対象にした商談会・交流会を開催するとともに、セールスコールを行いました。商談会・交流会では、県も市町と同様にブースを設け、熊野古道伊勢路などについてPRを行いました。また、台北国際旅行博を訪れ、日本からの出展状況や現地旅行社の商品や販売状況を視察するとともに、台湾交通部観光局国際組組長、台湾観光協会会長、交流協会台北事務所代表を訪問し、台湾から東紀州への集客方法、様々な交流の可能性、台湾からの来訪者への対応等について意見交換を行いました。なお、この台湾訪問については、平成28年10月14日に事前の報道提供を行っています。今後、協議会では今回の台湾訪問の成果や課題をふまえ、東紀州への台湾人旅行者の誘客促進や台湾への地域特産品の販売促進等に取り組むこととしています。	反映は困難である
13	2016 /12/ 8	提案箱	その他	津庁舎のおもいやり駐車区画の利用について	職員で、おもいやり駐車区画に駐車している人がいます。いつも、この区画の正面にとめていて、来客者には不便になっています。このような思いやりのない人が県職員とは情けないです。善処を望みます。	津庁舎	地域調整防災総務所	ご意見ありがとうございます。津庁舎におきましては、平成27年度におもいやり駐車場を3区画増やし、屋根のない区画では職員も使用させていただき旨案内表示をしております。ご指摘いただきました職員については、おもいやり駐車場の利用証を取得し利用しておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	すでに実施している
14	2016 /12/ 19	提案箱	提案意見	伊賀庁舎における防災に関するパンフレットの配付について	伊賀庁舎には防災に関するパンフレット等が全くありません。県として伊賀地域をどう考えているのでしょうか。	伊賀庁舎	地域調整防災総務所	ご意見ありがとうございます。県におきましては、日頃より防災意識の向上を目指し、防災啓発を行っています。伊賀庁舎においては、「みえ地震の日シンポジウム」(12月10日開催)のチラシを庁舎内に配架し、また「みえ風水害対策の日」(9月26日)等の機会を活用して啓発物品等を配付するなど、伊賀地域の防災に関する普及・啓発に取り組んでいるところです。今回のご意見をふまえ、引き続き、様々な機会をとらえて、防災知識の普及・啓発に努めてまいります。	すでに実施している
15	2016 /12/ 12	電子メール	提案意見	バス事故防止について	過去に発生したスキーツアーバスの大事故では、多くの人が死亡し、事故直後は大騒ぎで、連日報道されました。旅行会社が本来払うべき最低料金を国が決めていたのに、それを無視して、法外に安い価格で契約するのが常態化していた悪習も判明しました。国土交通省が出発直前のバスに大勢で抜き打ち検査をしていましたが、今でもそれをやっているのでしょうか。やっているとしても、効果はほとんどゼロに近いと思います。請負金額も含めて、元に戻っていないのでしょうか。契約金も含めて記載したすべての予定表を行政に提出させ、抜き取りでもいいので、チェックしたら、かなり効果があると思います。また同じ事故を繰り返さないか、不安です。三重県だけでも、条例を作って書類でチェックできないものかと思えます。具体的には、旅行会社とバス会社について、三重県にある支店だけでも対象にします。報告内容は、日時、コースだけでなく、契約金額、運転手の名前、免許の種類、経験年数等も含めます。パフォーマンスとして全体のツアーのほんの0.1%を監査するより、地味に書類を100%行政に送るのを義務化するだけでも、ずっと効果は大きいし、不正を防げると思えます。運転手不足で過労も心配なのに、バス会社は維持費だけでも高額な費用がかかるので、旅行会社に対して圧倒的に弱い立場であることに変化はありません。そこが変わっていないのに、このリスクを長年放置していることに苛立ちを感じます。三重県から発信して、日本が良く変わってくればと期待しています。ぜひ検討よろしくをお願いいたします。	雇用経済部	観光政策課	この度は貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。ご指摘のとおり、安全・安心なバス運行の実現のため、旅行業者と貸切バス事業者との間で適正な運賃により契約を締結することは非常に重要です。旅行業者と貸切バス事業者間の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、平成24年6月に旅行業法施行規則が改正され、貸切バスを用いた企画旅行に係る全ての契約について運送引受書の作成及び保管が義務付けられることとなりました。また、平成28年8月には、運送引受書の記載事項を定める告示が改正され、同年11月1日より、運送引受書に当該運送に係る運賃及び料金の上限額及び下限額を記載することとなりました。国土交通大臣及び都道府県知事は、旅行業法第26条第3項に基づき、その職員に旅行業者及び旅行業者代理業者の営業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができます。運送引受書の保管状況やその契約金額についても、検査や質問を行います。検査の結果、上限額及び下限額を超える金額での運送サービスをおこなったことが分かれば、業務停止処分を行うこととなります。いただいたご意見も参考にしながら、引き続き、旅行業者への指導を適切に行い、安全・安心なバス運行の実現を促します。	すでに実施している
16	2016 /12/ 5	電子メール	照会	特別支援学校について	特別支援学校のバスは、朝の交通量の多い時間帯に交通障害を引き起こしている状況があります。また、三重県には、高校と特別支援学校の間の学校がありません。このような状況について、考えを聞かせてください。	教育委員会	特別支援教育課	さわやか提案箱へのご意見ありがとうございます。特別支援学校のスクールバスの運行にあたっては、児童生徒の安全に留意し、スムーズな乗降に努めておりますが、時間がかかる場合がございます。ご迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。特別な支援を必要とする生徒について、高等学校では、支援情報を中学校から引継ぎ、継続した支援が実施できる体制を整えています。また、専門性のある発達障がい支援員3名を高等学校に派遣し、生徒一人ひとりの特性を理解し、将来の進路を見通した支援を行っています。一方、特別支援学校では、企業経験豊かな外部人材を活用し、生徒本人の適性と職種のマッチングを図る就労支援を行っています。その結果、昨年度は卒業生のおよそ3割が一般企業に就職しました。県教育委員会としましては、引き続き各小中学校、高等学校、特別支援学校といったそれぞれの学びの場において子どもたちが将来の自立と社会参画のために必要な力を身につけられるよう、指導・支援の充実を図ってまいります。この度は貴重なご意見をいただきありがとうございます。	すでに実施している